

# 小樽市職員倫理条例（原案）の概要

## 第1章 総 則（第1条－第7条）

### 目 的（第1条）

- この条例は、職員が公務を遂行するに当たり、法令の遵守及び倫理の保持のために必要な事項を定めることにより、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保し、もって市民に信頼される市政を確立することを目的とする。

### 定 義（第2条）

- **職員**：一般職に属する職員及び特別職に属する職員（議会の議員を除く。）をいう。
- **職員等**：職員及び委託契約や請負契約に基づく業務に従事する者並びに指定管理者が行う市の施設の管理業務に従事する者をいう。
- **任命権者**：地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- **コンプライアンス**：職員が、法令を遵守することを基本に、本条例に規定する基本的心構えや職員の責務に基づき、高い倫理観を持って、市民のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することをいう。
- **利害関係者**：職員が職務として携わる「許認可等をする事務、補助金等を交付する事務、立入検査等（法令の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務、不利益処分をする事務、行政指導をする事務、契約に関する事務」に関わる者（従業員、代理人等を含む。）。
- **不当要求行為等**：次に掲げる行為をいう。
  - ・ 市が行う許認可その他の行政処分又は請負契約その他の契約に関し、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利又は不利な取扱いをするよう要求する行為
  - ・ 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為
  - ・ 人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為
  - ・ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図り、又は公務の執行に支障を生じさせる行為
  - ・ 正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人が有利又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為
- **公益通報**：公益を守るために、職員等が知り得た市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等について通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

### 基本的心構え（第3条）

- 職員は、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」ことを深く自覚し、市民から信頼される職員となるよう常に公務員としての資質の向上に努めるとともに、公共の利益の増進を目指して公正な職務の遂行に当たらなければならない。
- 職員は、職務の遂行に当たっては、常に法令を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。